

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第37号 令和6年度月形町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 月形町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第41号 北17号橋補修工事請負契約について
- 議案第42号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約締結事項の変更について
- 議案第43号 財産の取得について
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第10号）
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和5年度月形町一般会計）
- 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度月形町一般会計）
- 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 意見案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める要望意見書の提出について
- 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の提出について
- 意見案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書の提出について
- 会議案第4号 議員派遣について

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

- 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

6月4日に引き続き会議を再開いたします。（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。（午前10時00分開議）

議事日程第2号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

金子 廣司 議員

滝口 伸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第10号）

- 議長 大釜 登 日程2番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

議案書5ページをお開きください。専決処分書であります。令和6年3月31日に専決処分をしたものであり、令和5年度月形町一般会計補正予算（第10号）を定めたものであります。補正予算の要旨ですが、令和5年度末を迎え、例年同様、決算見込みの精査を行っての予算の最終整理をさせていただいたものであります。補正予算の第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,037万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,797万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別にご説明をいたします。26ページをお開きください。歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費、補正額3,951万8,00

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

0円増額、説明欄ですが、この補正につきましては、ふるさと納税の推進事業でありまして、ふるさと納税支援業務、それからふるさと納税基金積立金、それぞれ増額をさせていただくものです。このふるさと納税推進事業の増額ですが、ふるさと納税寄附金の寄附金額が増えたことによるものでございます。続きまして、28ページ、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額550万2,000円減額、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、30ページ、8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費、補正額1,364万2,000円減額、この減額につきましては、除雪対策経費でございまして、町道それから公共施設の除排雪業務委託料の減額でございます。本年2月中旬以降、降雪量も少なく推移をして、経費の削減につながったものでございます。続きまして、32ページ、9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額6,000万円増額、この6,000万円増額ですが、令和5年度の決算見込みにおきます剰余金の一部、これについて、北海道市町村備荒資金組合に納付、積立てをするものでございます。

それでは14ページをお開きください。歳入です。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税、補正額4,281万円、特別交付税の増額補正でございます。続きまして、16ページ、14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、補正額515万6,000円増額、説明欄記載のとおりでございます。続きまして、18ページ、16款 財産収入 2項 財産売払収入 1目 不動産売払収入、補正額223万8,000円増額、町の分譲地の売払いでございまして、優良林間住宅地、取得価格の売払いでございまして、20ページ、17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、補正額3,829万8,000円増額でございまして、先ほど申し上げました、ふるさと納税寄附金でございます。令和5年度の寄附金額が2億7,929万8,000円、令和4年度と比較しまして、9,170万4,000円、寄附金額が増えました。続きまして、22ページです。18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額882万8,000円減額、令和5年度の財政調整基金からの繰入金につきましては、これをもって0の予算、繰入金はしないということになります。続きまして、24ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額70万円増額、これにつきましては、南空知ふるさと市町村圏組合地域活性化支援事業負担金が交付されるもので、町の保育留学事業、これに充てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

○ 議員 滝口 伸 20ページ、17款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金のところなのですけれども、ふるさと納税寄附金9,170万円 余り令和4年度に比較して増えたということですが、こちらの増えたことは良いことなのですが、その理由を教えてください。

○ 議長 大釜 登 企画振興課長。

○ 企画振興課長 加藤 弘光 先ほど説明がありました金額については、4年度から9,170万4,000円増加しております。内容としましては、米の定期便、単品ともに前年から倍増となっております。こちらの理由としましては、令和4年度まで、申込みのサイトにつきまして、8事業者だったものを、5年度から6事業者新たに契約をいたしまして、14サイトに増加させました。これにより、件数と金額が増加したというのが、理由の一つになります。もう1点につきましては、令和5年10月に制度改正がありまして、返礼品の厳格化、また、費用の5割ルール of 厳格化というものが行われております。本町においては、価格設定を以前からルールを作りまして事業者が無理をさせない中で対応していたため、価格の変更等は行っておりませんが、他の市町については、影響を受けたところがあると聞いておりまして、これにより先ほど申し上げました米の定期便、単品等について、特にこちらの寄附が見直されて選ばれたというふうに分析しております。以上です。

○ 議長 大釜 登 よろしいですか。

○ 議員 滝口 伸 はい。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程3番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○ 議長 大釜 登 日程3番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書35ページをお開きください。ただ今、議題と

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

なりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第3号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

37ページをお開きください。専決処分書であります。月後町税条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年3月31日に専決処分をしたものであります。承認第3号は、令和6年度地方税制改正における地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴いまして、月形町税条例について所要の改正を行ったものであります。主な改正の内容ですが、議案書38ページの附則第7条の5から45ページ第7条の8まで、これにつきましては、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税を新設するものでありまして、個人住民税所得割課税者で、合計所得金額が1,805万円、給与収入で2,000万円以下のものを対象に、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割から控除する旨を規定する改正であります。参考であります。この定額減税により生じました、町の減収額、これにつきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなります。次に、議案書46ページ、附則の第11条から47ページの第14条まで、これにつきましては、宅地及び商業地の固定資産税に係る課税標準の特例延長の規定でありまして、課税標準額が上昇する土地は、前年価格に据え置く等の負担調整措置を3年間延長する改正であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第3号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程4番 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○ 議長 大釜 登 日程4番 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書51ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第4号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

53ページをお開きください。専決処分書であります。月形町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和6年3月31日に専決処分をしたものであります。承認第4号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条に係る省令の一部改正に伴いまして、当該条例の一部を改正するもので、条例の失効期限、これが令和6年3月31日でありましたが、これを3年間延長し、令和9年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。承認第4号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程5番 令和6年度月形町一般会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程5番 令和6年度月形町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書55ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第37号、令和6年度月形町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,281万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,681万1,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、56ページから57ページにかけての第

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは事項別にご説明いたします。74ページをお開きください。歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 2目 職員給与費、補正額22万円増額、説明欄ですが、人事給与システムの改修業務でございまして、政府が行う定額減税に対応するために、システム改修を行うものでございます。8目 財産管理費、補正額227万1,000円増額、説明欄上からですが、役場庁舎管理経費、修繕料でございます。役場庁舎の敷地内にあります、樺戸博物館別館前の街灯、これの修理費用でございます。その下、公共施設管理経費、昭栄会館管理関係業務でございまして、昭栄会館の駐車場を整備するために、砂利敷きならしなどを、町内会にお願い委託をするものでございます。その下、旧知来乙小学校管理経費、これは修繕料ですが、以前ありました旧木工館、この跡地、借地として木工館をその上に立てて使っておりました。この跡地を畑に復旧するための整備費でございまして、64万5,000円のうち48万3,000円が、その復旧整備の経費、それと、今使っております、旧校舎、この外壁が、雪害で損傷しました。その修繕料16万2,000円、合わせまして64万5,000円でございます。続きまして、3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、補正額148万3,000円増額、戸籍住民基本台帳事務経費でございまして、役場庁舎の戸籍窓口業務、ここに会計年度任用職員を配置しておりますが、この会計年度任用職員、戸籍窓口の業務については、職種を変更すると、今まで事務補助員というところからその上位の一般事務員に変更する。このために、経費が増額するものでございます。

続きまして、76ページです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額3,157万6,000円増額です。説明欄上から二重丸の事業ごとに説明をいたします。一番上の障害者地域生活支援給付事業、61万円増額ですが、障害者相談支援事業を委託している法人に対する委託料、これを非課税として誤認をして消費税等を未払としてきたものの件でございます。相談支援業務の9万円ですが、これは令和6年度の当初予算、これについても消費税を含まない予算を措置しておりましたので、その消費税分、9万円を補正させていただくものです。それとその下、消費税相当額等補償金52万円、これにつきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間分の消費税追徴分等、令和5年度分、これも消費税を含まない委託料の支払いをしておりましたので、これを合わせて消費税分が51万1,000円、それに延滞税、平成30年度から令和4年度分です、この延滞税が9,000円かかります。これを合わせて52万円、これが消費税相当額と補償金でございます。次に、その下の事業、新たな物価高騰対応重点支援臨時給付金給付事業、893万3,000円増額でございます。令和6年度におきまして、住民税非課税世

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

帯となる世帯、令和5年度に給付金の対象となった世帯を除きますが、この世帯1世帯あたりに10万円を給付する事業でございます。給付対象を80世帯と見込みまして、その給付金と事務費を補正させていただきます。支給の開始、給付の開始は、本年8月からを予定しております。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。それから、中段の定額減税補足給付金（調整給付）給付事業でございますが、1,584万8,000円増額です。定額減税の額が所得税額又は個人住民税所得割額を上回り、減税しきれないと見込まれる個人に対しまして、減税しきれない差額を給付金として支給をするものでございます。交付金の見込み額は1,400万円、それと事務経費を合わせた補正でございます。財源はこれも先ほどの給付金事業と同じく全額国費でございます。

続きまして、一番下の二重丸です。新たな住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金給付事業、618万5,000円増額です。これにつきましては、令和6年度において、住民税均等割のみ課税となる世帯、令和5年度に給付金の対象となった世帯を除きますが、この世帯1世帯当たり10万円を給付するものでございまして、給付対象世帯は55世帯を見込んでおります。この交付金と事務費、事務経費を合わせて補正をさせていただくものです。支給の開始は本年8月からを予定しておりまして、財源は、これまでの寄附金事業と同じ、全額国費でございます。

続きまして、76ページの一番下段に、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額111万9,000円増額でございます。児童手当給付事業ですが、79ページの説明欄にございます、一番上段に、児童手当システム改修（異次元の少子化対策）業務としておりますが、政府の異次元の少子化対策に対応する児童手当に係ります、システム改修でございます。これも全額国費負担でございます。それから79ページ、説明欄の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、これにつきましては、過年度の国の支出金の精算返戻金でございます。給付金が35万円、事務費2万5,000円、返納金で合わせて37万5,000円でございます。その下の事業、新たな低所得世帯支援こども加算臨時給付金給付事業、51万5,000円でございます。これにつきましては、住民税所得割が課税されていない低所得者世帯で、令和5年度に給付対象となっていない世帯で、子供1人当たり5万円を給付するものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金国費の負担でございます。

続きまして、80ページです。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額233万9,000円減額でございます。これにつきましては、国保会計におきまして、令和6年度税制改正等によります補正予算を編成いたします。その補正予算に係りますところで、一般会計の繰出金、こ

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

れが減額となるということで、それに起因して繰出金を減額するものでございます。次に、2目 予防費、補正額197万5,000円増額でございます。予防事務経費ですが、会計年度任用職員の採用に係るものでございます。本年度、正職員の出産を予定しております。この出産に伴いまして、代替する会計年度任用職員を採用する人件費でございます。本年7月から来年3月までの経費としております。

続きまして、82ページ、6款 農林水産業費 1項 農業費 4目 農地費、補正額5万1,000円増額でございます。会計年度任用職員の費用弁償です。採用している会計年度任用職員が、通勤費の支給対象となる職員を採用したことによりまして、予算を補正するものでございます。

84ページです。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額195万円増額です。説明欄ですが、商工振興事業におきます起業者等支援事業、これを補正させていただくものですが、この起業者等支援事業、当初予算は470万円計上させていただいております。これまで今年度に入りまして交付決定が1件、起業をして飲食店を開店するという事業で、補助金額が450万円交付決定をしております。予算残額はこの時点で20万円でございます。今回新たにこの起業者等支援事業の申請が1件出されております。これも起業して飲食店を開店するという主な事業になりますけれども、補助金額が215万円でありまして、この事業の予算の不足額が195万円ということで、その額を補正させていただくものでございます。

続きまして、86ページです。8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費、補正額はありません。財源振替となります。当初、この道路新設改良費におきまして、町道月ヶ岡1号線ほか1路線の踏切部拡幅工事、これを予算計上しております。その財源を札沼線の基金から繰り入れをするという予定をしておりましたが、地方債が借りられるということで、財源を地方債に振り替えるというものでございます。

続きまして、88ページです。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額はありません。財源振替です。教育振興費におきます小中学校情報機器整備事業、これに対しまして、国庫補助金、27万7,000円が交付決定を受けるとということで、それを財源振替するものでございます。次に、4項 社会教育費 2目 社会教育施設費、補正額69万2,000円増額です。説明欄ですが、一つ目に、図書管理経費、備品購入費です。当初予算で、この図書館の備品購入ですが、図書館の空調設備、当初、エアコンの設置が困難だと言われていた閲覧室、それからレファレンス室、これについては、スポットクーラーで対応するということで、当初予算に計上して進めておりましたが、エアコンの設置が何とか可能であるということが判明をいたしまして、

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

そのスポットクーラーから空調設備をエアコンに切り替えるということとするための予算補正でございます。次に、博物館の管理経費、これにつきましては、会計年度任用職員の通勤費分でございます。次に、5項 保健体育費 3目 学校給食費、121万円増額です。説明欄ですが、修繕料、給食センターの修繕料でございます。給食センターの空調機、これを改修するものですが、これも、現在の空調機の精度を高めるということで、粉塵捕集率、これを高めて衛生環境を向上させると、より向上させるということで、中性能フィルターを取りつけるという改修でございます。

次に、90ページです。12款 公債費 1項 公債費 1目 元金、260万円増額、その下の2目 利子、3,000円増額でございます。長期債の償還元金と利子でございます。令和5年度におきまして、借り入れをいたしました地方債、脱炭素化事業債ですが、樺戸博物館のLED器具の改修事業で、起債を起こしたものです。これを一括償還するものでございます。

それでは64ページをお開きください。続いて、歳入です。14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 衛生費国庫負担金、補正額80万6,000円減額でございます。先ほど申し上げました国保会計の繰出金の減額に係るものでございます。続きまして、2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、3,148万1,000円増額、歳出でご説明申し上げました各種臨時給付金給付事業の財源として、国から交付される臨時交付金です。2目 民生費国庫補助金、22万9,000円増額、説明欄記載のとおりです。4目 教育費国庫補助金27万7,000円増額、説明欄記載のとおりです。

続きまして、66ページ、15款 道支出金 1項 道負担金 2目 衛生費道負担金、補正額94万8,000円減額、これにつきましても、国保会計繰出金の減額に係るものでございます。

続きまして、68ページ、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額1,259万9,000円増額でございます。今回の補正予算の財源の不足する分を、この基金から繰り入れをして賄うものでございます。次に、8目 札沼線代替輸送事業等基金繰入金、333万8,000円の減額でございます。歳出でご説明申し上げました財源振替による減額でございます。

続きまして、70ページ、20款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入、補正額1万7,000円増額、説明欄記載のとおりです。

72ページです。21款 町債 1項 町債 6目 土木債、補正額330万円増額、これも財源振替を行った代替財源となります。

それでは58ページをお開きください。補正予算第2条、地方債の補正でありまして、第2表のとおり、1件を追加する補正であります。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第39号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第38号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第39号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第38号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書111ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第39号、月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。国民健康保険事業における本町の保険税率等につきましては、例年、課税標準額が把握できるこの時期に北海道から決定通知のあった保険事業費納付金額や標準保険料率等を勘案して、見直しを行っております。令和6年度につきましては、試算において、課税標準額が前年度と比較して減少しておりまして、令和12年度を目途とする北海道の保険料率、保険料の統一、これを見据える中で、物価高騰等による生活への影響をも考慮して、少しでも加入者の負担増を抑制する考えのもと、国保財政調整基金を段階的に取り崩すなど、基金を活用して、検討をしたところでございます。この条例の改正、税率等の見直しの内容であります、配付をさせていただきます、議案第39号の説明資料、これをご覧いただきたいと思っております。横書きになりますが、この資料の赤枠の部分が改正後の箇所となります。区分欄の一番上段の応能割、所得割算出税率、これにつきましては、標準保険料率、その8割、80%として、前年対比で0.2%から0.5%、それぞれの課税額の増額をするものであります。その下の応益割の均等割算出

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

額及び平等割額につきましては、標準保険料率とほぼ同額となる改正でございます。また、国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、課税限度額を後期高齢者支援金課税額において、2万円増額し24万円に、一番下段ですが、軽減判定所得の基準額については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万5,000円に引き上げるとともに、2割軽減の対象となる世帯にあつては、54万5,000円に引き上げをするものです。資料については以上です。今ほどご説明申し上げました保険税率等の改正をもとにした試算では、令和6年度の保険税の年額ですけれども、これは令和5年度と比較して、平均ですが、1人当たり4,700円ほどの増額、また、1世帯当たりでは4,250円ほどの増額となります。この案につきましては、月形町国民健康保険事業運営協議会に諮問お諮りをしまして、本年5月23日に、町長に妥当であるという旨の答申をいただいているものでございます。

議案書に戻っていただきますが、113ページです。附則の施行期日と経過措置であります。この条例は公布の日から施行し、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。また、経過措置として、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものであります。なお、この関連の予算につきましては、議題となりました議案第38号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でご審議をいただくものであります。以上で議案第39号の説明を終わります。

続きまして、議案書95ページをお開きください。議案第38号 令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,694万6,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、96ページから97ページにかけての第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。例年、国民健康保険事業特別会計の当初予算につきましては、保険税額の算定基礎となる所得割課税標準額が、その時点では出されていないために、概算により編成をしております。この見直しにつきましては、例年この議会定例会第2回の定例会の時期に行っております。先ほどの議案第39号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げましたとおり、令和6年度における保険税率等の改正に係る考えをもとに、保険税額を見直し、減額するとともに、代替財源として

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

財政調整基金からの繰入金を増額するなどの予算の補正をさせていただくものであります。

それでは108ページをお開きください。歳出です。3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、補正額41万5,000円減額、その下、2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、80万3,000円減額、その下、3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、28万6,000円減額、それぞれ納付金額の確定に伴う減額と財源の振替でございます。

それでは104ページをお開きください。歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額2,069万4,000円減額でございまして、1節から3節まで、それぞれ課税見込み額の変更に伴う減額でございます。

次に、106ページです。6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額233万9,000円減額でございまして、課税見込み額の変更に伴いまして、説明欄のとおり、繰入金を増減するものでございます。次に、2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、補正額が2,152万9,000円増額でございます。課税見込み額の変更に伴いまして、保険税等が減額となりますため、財政調整基金で財源調整をさせていただくものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第39号及び議案第38号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第40号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

- 議長 大釜 登 日程8番 議案第40号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

- 副町長 堀 光一 議案書115ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第40号 月形町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。議案第40号は、現在の月形町過疎地域持続的発展市町村計画に登載をされていない事業を当該計画に登載をするなど、当該計画の一部を変更しようとするものでありまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、議会の議決を求めるものであります。計画の変更内容ですが、115ページです。施策の区分5交通施設の整備、交通手段の確保におきまして、公共事業における事業名、日常生活機能対策事業、これをこの日常生活機能対策事業を包含して、現に町の施策において用いております地域公共交通対策事業をこれに事業名を改めるものであります。そして、本年度予定をしております新規就農実習者用住宅整備事業、これについてですが、これにつきましては、施策区分、計画の施策区分10集落の整備における、その対策として、必要性を計画でうたいまして、過疎地域集落再編整備、これに位置付けをして、事業の財源として予定する過疎対策事業債の申請を可能とするために、この事業を計画に加えるというものであります。なお、本計画変更につきましては、北海道との間の事前共有、事前協議を終わらせているものであることを申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前10時54分休憩）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時05分再開）

◎ 日程9番 議案第41号 北17号橋補修工事請負契約について

- 議長 大釜 登 日程9番 議案第41号 北17号橋補修工事請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書117ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第41号 北17号橋補修工事請負契約について、ご説明申し上げます。令和6年5月28日、指名競争入札に付した北17号橋補修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。記としまして、1 工事名は、北17号橋補修工事。2 工事場所は、樺戸郡月形町字篠津原野1770番地12地先、3 契約の方法は、指名競争入札による契約、4 契約金額は、1億6,720万円で、予算に対する入札の落札率ですが、97.80%です。5 契約の相手方は、福居・松本・横山特定建設工事共同企業体 代表者 樺戸郡月形町字富本町8番地 福居建設株式会社 代表取締役 福居悟です。

以上で説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第42号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備） 請負契約締結事項の変更について

- 議長 大釜 登 日程10番 議案第42号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書119ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第42号月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約締結事項の変更について、ご説明申し上げます。令和5年7月31日議決、同年8月4日契約締結の月形町民保養センター等改修工事（機械設備）について、請負契約締結事項を次のとおり変更をしたいので、議会の議決を求めるものであります。記としまして変更の内容ですが、4の契約金額中、3億4,540万円を3億4,773万3,100円に、233万3,100円増額する

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

ものであります。契約金額を増額する理由であります、町民保養センター機械設備、これの改修におきましては、温泉棟の機械室の加圧給水ポンプ2台ありますが、この加圧給水ポンプについては、既設、今まで使っていた既設のポンプを再利用する設計でありました。工事を進めていく中でその再利用にあたって、改めて動作確認を行いました、このポンプが設置から10年以上経過していて、経年劣化が進んでいるということ、それから温泉が休館になりましたから長期間作動をしてなかったということも原因と見られる故障、硫黄発生など、動作不良の状態が確認をされました。このため、今後の温泉での使用を見据えて検討したところ、当該機器、これを新たに新しいものに更新をすることとして、その設計変更を行うというものでございます。なお、この設計変更によりまして契約金額が増額するわけでございますが、本工事の入札における、この機械設備の工事における入札後の予算の執行残、これが629万円でございます。予算の対応についてはそれにより行うという考えのものでございます。

以上で説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 今回のような場合について、継続費の執行残内で行うということはルール上、何ら問題ないということなのでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 継続費の執行残っていうわけではないので、単年度においても、それぞれの事業、それから業務等発注して、入札等を行って、執行残が出る場合がございます。その執行残というのは、その事業が終わるまでは、予算現額ですとか、そういうものは、そういう措置はしないのですね。というのは、その事業が完了するまでに、このような変更であるとか、そういうものが生じる場合があります。なので、予算というのは、整理をしないでそのまま置いとくわけです。その範疇でこの設計変更に対応するということですので、これに限らず、いろいろな事務事業の中で、通常行われるものということで、事務上はそういうふうなことを行っております。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 滝口 伸 はい、分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 加圧給水ポンプ2台、再利用して使うという考え方を持っていたという話なのだけでも、これ、先ほど経年劣化という話をされまし

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

たけども、この工事をやるのに対して、事前にそのチェックをしてなかったのかどうなのか、やるようになってから、初めてそれを動作確認したのかちょっとその辺ちょっと疑問なのだけど、どうしてこれが最初にちゃんとチェックできなかったのかちょっと教えてほしい。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 当該設備につきましては、改修計画時において、設計の段階で、全設備について確認をしているところです。当初、機器更新、施設全体の機器更新については、改修の方向で検討を行っていましたが、事業費全体の圧縮検定に伴い、当時まだ稼働している機器類については、再利用するというところで、再利用する対象設備として当時は判断したところでございます。各種工事費用の減額調整により、当該機器につきましては、改修の積算内容から、当時は除いたものであります。現に温泉営業中につきましては、当該設備については、稼働していたという判断から、再利用をしたところでありまして、今回につきましては先ほどご説明をさせていただきましたが、機械室全体の機器更新に伴いまして、動作確認を行った際に、一部不具合が見られたため、今回機器類の更新を判断させていただいたところです。以上です。
- 議長 大釜 登 金子 廣司議員。
- 議員 金子 廣司 最初の説明、何か確認はしたのだという話はしていたのですが、そして、最終的にそこでまたチェックしたら駄目でした。でも最初に副町長は、経年劣化だということは、この類いは稼働していなかったら、まず傷むというか、どんな新しいものでも使おうと思ったら使えなくなってしまうのがこの手の特徴なのですが、最初の段階で、今、竹内参事が言うように、確認をしたという話をちょっとしたと思いますが、その段階でこれは見抜けなかったということなのか、それとも、ちゃんと専門業者に見させて使えると判断してその時は来たのかどうか、その辺をちょっと教えてください。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 竹内 晶 設計の段階では、設計事業者の設備系の専門の技術者にも、現地確認や当時の動作状況を確認した上で、再利用年数は経過しておりますが、当時の時点では、もう少し使用可能という判断をしておりまして、その中で採用したというところでありまして。以上です。
- 議長 大釜 登 よろしいですか。
- 議員 金子 廣司 はい。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程11番 議案第43号 財産の取得について
- 議長 大釜 登 日程11番 議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書121ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第43号財産の取得について、ご説明申し上げます。令和6年5月28日、指名競争入札に付しました本会議場音響映像設備整備事業による財産の取得につきまして、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。記としまして、1取得の目的は、本会議場音響映像設備更新として。2財産の名称は、本会議場音響映像設備、3財産の規格は、議場音響設備、議場映像設備、委員会室設備、4取得の方法は、防災資機材譲渡事業に基づく譲渡、5取得金額は、1,754万5,000円で、予算に対する落札率は98.15%です。6取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内 北海道市町村備荒資金組合 組合長 棚野孝夫、7北海道市町村備荒資金組合の契約相手方は、樺戸郡月形町字本町通78番地の2 有限会社香西電気商会 代表取締役 香西博之です。今回の財産取得につきましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業、これを活用いたします。本件の議決を経た後に、備荒資金組合と入札落札業者が、本契約を締結して、音響映像設備を更新します。その後に町が備荒資金組合から設備の譲渡を受けて、町がその代金と利息を付して、5年間で備荒資金組合に支払う事業であります。
以上で説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。
- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり可決することにしたいと

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和5年度月形町一般会計）

- 議長 大釜 登 日程12番 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和5年度月形町一般会計）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書123ページをお開きください。ただ今、議題となりました報告第1号 継続費繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和5年度月形町一般会計において、地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費の通次繰越について、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものであります。124ページをご覧ください。本年5月31日に調製をいたしました令和5年度継続費繰越計算書であります。7款 商工費 1項 商工費、町民保養センター等整備事業につきまして、令和5年度継続費、予算現額4億930万1,000円から支出済額を差し引いた残額9,936万2,000円全額を令和6年度に繰り越しました。そのうち、特定財源は、町債4,850万円、その他、借入済みの調製ですが、これが4,886万1,000円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第1号は、報告済みといたします。

◎ 日程13番 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度月形町一般会計）

- 議長 大釜 登 日程13番 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度月形町一般会計）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書125ページをお開きください。ただ今、議題となりました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和5年度月形町一般会計において、地方自治法第213条第1項の規

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

定に基づき、翌年度令和6年度へ繰り越した経費の額を、同法施行令、第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものであります。126ページをご覧ください。本年5月31日に調製をいたしました令和5年度繰越明許費繰越計算書であります。2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業ほか7事業、合わせて予算額3,846万8,000円。3,833万5,000円を、令和6年度に繰り越しをしました。財源は、国道支出金、2,933万2,000円、一般財源900万3,000円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 大釜 登 以上で報告第2号は、報告済みといたします。

- 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午前11時26分休憩）

（古谷教育長から一身上の都合により欠席の旨の報告あり）

- 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。（午後 1時30分再開）

- 議長 大釜 登 議案の審議を再開する前に若井議員から、昨日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、観光協会に関する不適切な発言の部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りいたします。これを許可することにご異議ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員
- 議員 松田 順一 今の件については、議長もそれを認めているということですのでよろしいのでしょうか。申し出があったのはわかるのですが。
- 議長 大釜 登 それを皆さんにお諮りしておりますので。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員
- 議員 松田 順一 それで、ちょっとお聞きしたいのですが、前回私もちょっと不適切な発言が決算総括のときにありまして、そのときは先ほどの会合の控室の中で申し出があった場合とそうでない場合、議長と、そのとき委員長だと思うのですが、私の場合は指摘を受けて、それを同意した場合という形で理解したと思うのですが、今回は若井さんからの申し出を受けたということで、それはそれでまた別論だということですね。
- 議長 大釜 登 そうですね、本人からの申し出がありましたので。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

- 議員 松田 順一 それということですね。
- 議長 大釜 登 それを皆さんにお諮りして、許可をいただきたいという
ことでもあります。よろしいですか。
- 議員 松田 順一 はい。
- 議長 大釜 登 お諮りいたします。これを許可することにご異議ござ
いませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、若井議員からの発言取り消しの申し
出を許可することに決定をいたしました。

◎ 日程14番 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

- 議長 大釜 登 日程14番 報告第3号 株式会社月形町振興公社の
経営状況についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 町長。
- 町長 上坂 隆一 ただ今、議題となりました報告第3号 株式会社月形
町振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規
定に基づき、別紙のとおり報告させていただくものであります。なお、内容に
つきましては、企画振興課村瀬参事が説明いたしますので、ご承認賜りたく、
よろしくお願い申し上げます。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 それでは、報告第3号につきまして、説明を
させていただきます。

まず、第30期、令和5年度の決算について説明させていただきますので、
149ページをお開きいただきたいと思います。第30期、令和5年度の運営
決算に関しましては、温泉の保養センター、それから温泉ホテル、それぞれ改
修工事を行っております。温泉ホテルにつきましては、令和5年5月末から、
保養センターにつきましては、同年の9月末でいったん休館いたしまして、両
施設の収益が減少する中で、本年9月のリニューアルオープンに向け、準備を
進めてきたところであります。公社で行ってきたことの一例を申し上げますと、
新たな施設の人員配置、シフトオペレーションの検討、それから売店の品ぞろ
え、地元出荷商品の出品のルール of 検討、レストランメニューの検討、それか
ら月形高校で開発提案していただいたメニューのブラッシュアップ、そういつ
たことが挙げられます。特に月形高校のメニュー開発に関しては、振興公社の
調理担当の社員が月形高校に出向き、3月から月、毎月1回、生徒と一緒にな
って、事業の中でブラッシュアップをしているところでございます。その他と
いたしましては、ANA、月形刑務所、月形高校と連携したふるさと納税返礼

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

品の開発や、イベントへの参加、商談会への参加によるトマトジュースのPR、販路拡大等に努めてまいりました。それでは議案に沿って説明していきたいと思います。

議案に基づき逐条的に説明する。

以上で月形町振興公社の経営状況についての説明と報告とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 9月のオープンを目指して、さまざまなことを考えていかなければならない時期だと思います。計画についてと、それから決算についての質問をさせていただきたいのですが、まず数値的な質問で、162ページのトマトジュースの販売状況についてお伺いします。トマトジュースの販売状況について、令和5年産、上の表の3月の部分で、販売状況の合計が4万3,720缶となっていて、ぼんと増えているというのは、これは価格改定による売りさばきと考えてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 見込みのとおりです。価格改定前の駆け込みで購入していただき、増えております。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 これによって、令和6年度4月からの販売について、何か影響が出ているとか出ていないとか、そういうことはありますか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 4月、5月につきましては、3月でかなり多めに購入された方が多かったものですから、少し落ち着いている感があります。6月、5月の末から少し戻ってきたかなというふうに思っております。以上です。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 はい、わかりました。ありがとうございます。続いて、パークゴルフのところなのですが、芝の状況というところで135ページです。確かこれ、令和3年の高温によってかなり被害を受けて、令和4年度から営業時間を短縮したりして、営業時間を見直したりして利用時間ですか、やっていると思うのですが、今年もそういうふうになっていると、これは水撒きでポンプが回せないとかそういうのは早い時期からあって、皆楽公園の池側のコースですか、そういうのがあって、これはもう根本的に、これからもちよっと暑い夏が来ると使えない。それからやはり次年度も、被害があった次年度も

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

やはり使えないというふうに、そういう状況になっているのでしょうか。

- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 パークゴルフ場につきましては、議員のおっしゃったとおり、令和3年度から、高温、夏が高温干ばつの傾向にある年が多くなってきました。その結果、芝の傷みも、令和3年以前よりも目立つようになってきたところです。今後、どうなるかという点につきましては、Aコース、野球場側に関しては、散水の設備ですけれども、水圧の関係などがございまして、広範囲で撒けない状況となっております。Bコースの方については、ポンプで使用しているところですが、Bコースの土質が乾きやすく水持ちが悪い土質ですので、より丁寧に散水しなければならない状況となっております。そのような中、今の設備では十分な散水ができないということで傷んできております。

先日、4月になって、パークゴルフ協会からも、そのコースの管理やコースの状況についての要望を受けたところで、これまで振興公社の方で維持管理をしてきたところですが、ちょっと一度専門の業者に見てもらおうということで、専門業者に今年に入ってから診断をしていただいているところです。その結果、維持管理の方法については、ほぼ適切だということなのですが、やはりその散水の設備の関係でちょっと不十分だというご指摘を受けました。今回、Bコース、湖面側、湖側は中止させていただき、芝の管理に努めているのですが、なるべく早く良い状態に持っていきたいということで、ポンプを増設して水巻きや散水をしているところで、今現在完全な状態ではありませんが、かなり復旧してきているなというふうには感じております。ですので、設備の面にもよるところですが、今後も高温干ばつのような天候が続くとコース状態が悪くなってしまうリスクがあるかと思っています。以上です。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 なかなか苦労されているということで、Aコースの方の水圧の問題については、散水について何か手を打たれているのですか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 現在、教育委員会の施設でありますので、教育委員会とは情報共有して対策を考えているところではありますが、ちょっと水圧を上げるとなると、なかなか大掛かりな工事になるものですから、どのような対応が良いのかということで、今の段階でどういうことをしたいかという答えを持っているわけではありませんが、引き続き検討していきたいと思います。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 せっかくリニューアルオープンしますので、両方使え

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

るように毎年なればいいなと思っていますし、なかなかその部分でその収益も含めて、フルにオープンしていないとなかなか前年と比較することや、良いときと比較することはできないので、ぜひ使える状態になればいいなと願っております。最後になりますが、136ページの部分の地域振興事業のところ、前年度、ANAの制服のリメイクというか、アップサイクルという部分で、返礼品、ふるさと納税の返礼品を作られたということですが、今年度も新たな返礼品ということで新たに考案しているという話があったのですが、これはまた同じようにANAとの連帯というか連携で行われる事業なのでしょうか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課参事。

○ 企画振興課参事 村瀬 潤一 議員のおっしゃったとおりでございます。昨年度は、廃棄予定の制服を使った返礼品のバッグを製作しておりますが、そのバッグを製作した後、すべての材料を使い切ったわけではないので、その余っているANAのマーク、それから制服の端材などを使って、また何か作れないかということで、今、高校の方で考えていただいているところでございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 了解しました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。

○ 議長 大釜 登 滝口 伸議員。

○ 議員 滝口 伸 いろいろご尽力いただき、利用者の方が増えたり、売り上げが上がったりというようなこともあるということがわかりましたが、156ページの1点気になることがありまして、⑤番で先ほど説明がありました営業利益のところですけども、皆楽公園、多目的アリーナ、パークゴルフ場、野球場、これらの⑤番の数字、それぞれを利用者の人数で割りかえさせていただいたときにちょっと比較をしてみました。皆楽公園につきましては、お1人1回当たり278円の数字上はあくまで数字上ですが、278円の赤字、多目的アリーナにつきましては、お1人1回当たり614円の赤字、パークゴルフ場につきましては、4,592円の赤字、野球場につきましては、982円の赤字というふうにお1人1回当たりの数字上を見ますと、このような数字になってしまっているというのが現状で、このような状況につきまして、町としてどのようにお考えでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 町から指定管理を受けている各施設の経営状況ですけども、それぞれ施設の性格がございまして、保養センターと温泉ホテルについてはいわゆる営業的な要素が強いです。ここで言う多目的アリーナ、それか

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

ら、パークゴルフ場、野球場については、そもそも施設管理が教育委員会ということで社会体育施設となっています。振興公社が指定管理を受けているものがすべて営業的な要素があるわけではなく、性格上、社会体育施設という位置付けでもあります。これまでの利用とこれからの利用を見込んでも、この3施設については、なかなかいわゆる赤字、つまりマイナスが黒字になるのは、これはなかなか難しいかなと捉えています。先ほど申し上げましたとおり施設の性格上、町民の健康増進や体力の向上という性格を持ち合わせていますので、そこを踏まえながら、運営をしていく必要があると思っております。以上です。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 私、先ほどちょっと並べさせていただいた数字を、数字上、あくまで数字上ですけれども、感じるのは、先ほど来の質問でもありましたパークゴルフ場の数字だけが、どうしても飛び抜けて、現状高くなってしまっていることです。他の施設と比べましても、何倍という施設の状況が悪く、利用が促進されないという点を踏まえましても、数字だけを見ると、ちょっと他の施設と比べましても、本当にこれで何かてこ入れしなくてもいいのかなというふうに感じたところです。この点について、何かお考えがあれば、お聞かせください。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 先ほどちょっと申し上げましたけれども、個々の施設で、パークゴルフ場について、これまでも含めて、これ以上収支を向上させる、あるいは改善することは、なかなか難しいと考えています。あくまでもこれは町の公共施設ですので、町の考え方がどうかということに関わりますけれども、もっと利用しやすいような大規模な、例えばホール数を増やすなど、そういうことを考えるべきなのか、逆に、ここまでお金がかかっている、収益も上がらず、町民の負担が増えるということで、今後どうすべきかということは、これは振興公社ではなく、町の方で責任を持って考えていく必要があります。そのため、振興公社側ではそういうふうに考えています。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 今のお答えですと、私の受け止め方としては、何かちょっと考えていかなくてはいけないのかなというふうに思われているというふうに受け止めてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 公共施設の総合管理計画っていうのが、今年度・来年度で10年間の計画が一区切りするため、施設の今後の管理運営計画、それから、管理運営、さらに設置について、今後どうするかということの計画の更

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

新・見直しに入ります。その中で、どのような施設にしていくのか、統廃合や廃止、あるいはもう少し充実させるとか、その辺についてはしっかり考えていかなければならないと思っています。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 了解しました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 皆さん、なかなか聞きにくいのだろうなと思うから、あえて聞くのだけでも、132ページの、ここの人間の配置でちょっと確認したいことがあります。起業人の派遣元から支配人と副支配人、そのまま枝分かれして、レストラン、フロント施設とあるのだけでも、ここの人材はどのような形で考えているのか、すべて派遣元から手当てするのか、それについてちょっとお願いします。それと、この経費はどのぐらいでみているのかも、細かい数字はいらないので、大ざっぱにこのぐらいで見えていますっていうものがあればちょっと教えていただければと思います。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 ただ今、質問がありました人の配置に関してですが、基本的には、振興公社の方で正社員、契約社員、パート社員という形で、雇用を採用することを予定しております。これらの人件費に関しては、144ページに温泉ホテルの人件費ということで、本年度については人件費の合計ですけれども、1,820万円、それから保養センターの人件費として2,589万8,000円ということで計上しております。その人数の内訳については、説明欄に記載のとおりとなっております。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 わかりました。公社の方で手当をして、人事を、人を手配するということで、すべてが起業人ではないというふうに解釈していいということですね。正直言って、これもし起業人の派遣元から全部揃えたらやらないほうがいい最初から、そういう内容になる話だから、まずそれはわかりました。もう1点132ページでちょっと確認したいのだけでも、ホテル部門の中に、ベッドを設置というふうにありますが、追加で、これはどこにベッドを置くようにしているのか、あとどこなのかちょっとわからないのですが、その辺をお願いします。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 まず、ベッドを置く部屋ですけども、これまでも1室ベッドを設置しておりました。説明がちょっと難しいですけど、給食センター側に向かって右手ですね、右手の5室、右手の1室をこれまでベッド

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

にしておりました。その並びの残り4室についても、ベッドを設置して合計5室設置したいと考えております。大変申し訳ありませんが、ちょっとベッドの価格がいくらかというのは、現在把握しておりません。申し訳ありません。

- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 場所的に言ったら、それははな工房の方ですか。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 ということは、内装も手をかけるというふうに解釈していいのでしょうか。ただベッドだけぽんと置くのではなくて、なんと言いますか、部屋らしいというか変な話ですが、和室にベッドを置いても似合うものでもないですし、その辺も何かこう、それは何かを考えたりするのか、それともただぽんと置くのか、その辺をお願いします。
- 議長 大釜 登 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 村瀬 潤一 これまでも1室ベッドを設置しておりましたが、部屋の内装などは変えずに、和室にベッドを置いた格好となっております。今予定している部屋につきましては、和室ベースではありますが、振興公社の方で、2年ほど前に、クロスの張り替えなどを行っております。ただ、洋室化はしておりませんので、今おっしゃったとおり和室にベッドを置くというような形となります。以上です。
- 議長 大釜 登 金子廣司議員。
- 議員 金子 廣司 確かあの部屋は何人か泊まれる部屋だったと思いますが、ベッド一つでは絶対足りないですよ、個室にするわけではないので、そうすると、ベッドもピンからキリまでであるため、値段のことはちょっと言ってもわからないけども、そこを何だかんだ泊まる施設にして、いや、どうしても後出し的なことが見えてくるので、それほどお金をかけないでやろうとしているのだと思うけども、わからなくもないけども、なんかちょっと話を聞いていると無理があるような感じもするのだけども、わかりました。それについては、大体了解しました。

そしたらもう1点お聞きしたいのですけども、レストランを運営するのなら、調理人はきちんと確保済みなののでしょうか。そして、先ほど月形高校との連携についてお話ししたと思うのだけども、必要以上に模索しているような状況が目に見えます。レストランをどういう形に持っていこうとしているのか、その辺のメニューがある程度決まっているのか、大体の構想ができているのか、それと、調理員がきちんと確保されており、我々も安心できるようになっているのかどうか、自分が聞いている情報では、全然そこまで話がいつて

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

いないと聞いているので、正直言って、完成はいつですよ、9月1日からもうやるのですよというのはわかるのだけども、この短い期間で、今まだそんなレベルの話をしているのかというようなちょっと疑問があるものだから、見込みでもいいので、今ここまでは今動いているのだというのがあれば、ちょっと教えてもらえますか。

○ 議長 大釜 登 企画振興課参事。

○ 企画振興課参事 村瀬 潤一 ただ今、質問のありました件についてですが、まずレストランの調理人につきましては、昨年7月に1名、振興公社の社員として採用しております。なので、まず1名は確保されております。その他、今レストランに関しては、総数で言いますと、5名から6名程度の人数が必要ではないかと考えておまして、今お話しした5名、6名についてはパート社員も含めてのお話となりますけれども、そのうち、4月から社員募集開始して、町内だけではなくて、全国どこからでも見られるように今インターネット広告の媒体にも載せているところです。現在、4名の方が応募してきておりますので順次面接を行っていきたいと考えております。これが今の人員の状況です。

それから、月形高校との連携に関する件ですけれども、昨年、月形高校の方から高校生が町内の業者と連携しましてパスタとドリンクを開発し、それをレストランで採用していただきたいとのご提案がありました。今年の2月に入ってから、振興公社、それから採用した調理人側で、ちょっと具体的にどういうものかというのがわからなかったものですから、月形高校に出向いて、ちょっと話を聞いてきました。公社側としても可能な限り、高校生の意向を汲んであげたいと考えたいということで、ちょっと高校とも協議いたしまして、授業の中でそのメニューをブラッシュアップしていきましょうということになりました。この3月から事業の中で行っているところでございます。やはり高校生の若い自由な発想で考えていただいているのですけれども、現実的に材料が仕入れにくかったり、原価として高くなったりだとか、そういったところもございましたので、そこを現実路線で考えるとこうだよというようなところを、授業の中で話をさせていただいているところです。

厨房が使えるようになりまして、高校生にも来ていただき、一緒に試作をしていただくということも計画しているところです。月形高校の進捗に関しては、今ご説明したとおりでございます。それと、どういったレストランにするかというところですけども、今、鋭意メニューの方を選定しているところで、ほぼ固まりつつあります。最初、なるべく月形らしさを出すということで月形産野菜ですとか、特産品を使ったものを考えていたのですけれども、やはりそういったものを採用しつつ、定番のメニューもある程度ラインアップしないと、

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

売り上げにはつながらないというようなアドバイスもいただいておりますので、その定番メニューをラインアップしつつ、月形らしいメニューも取り入れて、また、日替わりのメニューですとか、そういった企画ものについても、順次取り入れていきたいと思っております。昼、ランチで食事をする方、温泉に入って食事をする方、皆楽公園に来る方、いろいろな方がいるかと思いますが、ランチが終わった後は、軽食やスイーツのようなものを食べたり、ゆっくり時間を過ごしていただけるメニューを提供したり、そういったことも考えています。いずれにしろ来訪者に親しんでいただける、愛されるレストランとなるように、鋭意努力しているところでございます。以上です。

○ 議長 大釜 登 金子廣司議員。

○ 議員 金子 廣司 本当に参事がすごく苦勞しているなというのがよくわかります。あと、期間がない中で、本当に何か1人だけが本当に背負って苦勞しているのかなと思って、正直言って本当に私たちも応援したい立場にいるので、ある程度のことがあれば議会もそっぽ向かないので、応援します。

1点だけ、ちょっとパークゴルフ場の芝の話があったと思うのですが、どういう考え方を持ったのかちょっとわからないけれども、あの芝は張り替えしなかったら、ただ芽を吹かして、何とか水を打ったって出てくるものではないと思います。だから、もし本当にあそこを町の施設で、みんなに使ってほしいという思いがあるのだったら、思い切って芝を張り替えないと、ああいうところの芝は普通の芝ではないのでちょっと高いけれども、でも、きちんと張り替えて水さえちゃんとやれば、肥料をやれば、本当に立派なものになるから、うちのコースは、自分も長くいろんなところでコースをやっているのだけれど、皆さん、うちのコースは素晴らしいと褒めてくださるのです。要するに、結構楽しいというコースなので、先ほど何か今年だいぶまた努力された話を聞いたので、ちょっと参考のために申し上げるけども、中途半端なことをやらないで本当にやるのだったら、もう町長に言って、目玉にしたいからこれだけ使わせてくれという形でやって直した方が、私は良いものになると思います。それがかかるものはかかるので、惜しみなく出した方が良いと思いますが、ちょっと余計なことかもしれません。私の質問は終わりです。わかりました。

○ 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、質疑を終わります。

○ 議長 大釜 登 以上で報告第3号は、報告済みといたします。

◎ 日程15番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○ 議長 大釜 登 日程15番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 議案書163ページをお開きください。ただ今、議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。令和6年3月31日付けで、人権擁護委員を退任された梅澤政仁さんの後任について、香西博之さんをお願いすることとして、法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦に当たり、本議会の意見をお伺いするものであります。

香西さんは現在、月形町固定資産評価審査委員会委員を務められておりますが、最近まで月形町選挙管理委員会委員、そして委員長を務めるなど、人格、識見はもちろんのこと、地域の実情にも通じており、人権擁護委員の使命をしっかり果たせるものと思っております、ご提案を申し上げた次第であります。

なお、任期につきましては、令和6年10月1日から3年間であります。

以上、提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

○ 議長 大釜 登 お諮りいたします。諮問第1号は、この際、討論を省略し、適任としたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 暫時休憩いたします。（午後 2時40分休憩）

○ 議長 大釜 登 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時50分再開）

◎ 日程16番 意見案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見要望書の提出について

○ 議長 大釜 登 日程16番 意見案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見要望書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 それでは意見案第2号をご覧ください。意見案第2号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める要望意見書の提出について、地方自治法

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

第99条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和6年6月4日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員、松田順一議員、同じく東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

現在、我が国では、乳幼児に対する母子保健法に基づく歯科健診や、小学校、中学校、高等学校等の児童生徒に対する学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40歳、50歳、60歳、70歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とは言えない状況にあります。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防に資するなど、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であることが明らかになっており、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要です。令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」を行うことが、初めて盛り込まれ、生涯を通じて、国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待されています。国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求めます。

一つ目は、いわゆる国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。

二つ目は、いわゆる国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講ずること。

三つ目は、いわゆる国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のため、ひいては、全身の健康に繋がるよう、総合的な取組を推進すること。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

お諮りいたします。意見案第2号は、原案のとおり提出することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第2号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程17番 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見要望書の提出について

- 議長 大釜 登 日程17番 意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見要望書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 意見案第3号をご覧願います。意見案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和6年6月4日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員、我妻耕議員、同じく松田順一議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望するものです。

一つ目は、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

二つ目は、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマス

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

の熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。意見案第3号は、原案のとおり提出することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第3号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程18番 意見案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書の提出について

- 議長 大釜 登 日程18番 意見案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 意見案第4号をご覧願います。意見案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和6年6月4日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員、我妻耕議員、同じく金子廣司議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧される一方、近年の気候変動などで農地の損失・農業生産の減少が進んでいます。また、生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりです。そうした中、農政の憲法とも言われる「食料・農業・農村基本法」の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を打開する施策に繋がり、将来の日本農業が明るくなることを強く期待しています。つきましては、将来にわたり

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう、次の事項を要望いたします。

一つ目は、改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定にあたっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年1回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

二つ目は、国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映し切れない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

三つ目は、「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力を蔑ろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。意見案第4号は、原案のとおり提出することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、意見案第4号は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程19番 会議案第4号 議員派遣について

- 議長 大釜 登 日程19番 会議案第4号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付した

令和6年第2回月形町議会定例会 2日目（6月5日）

とおり、決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和6年第2回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時07分閉会）